

鳥海山の噴火警戒レベル判定基準

令和7年1月28日

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に噴火による重大な災害を及ぼす現象が発生あるいは切迫】 次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○噴火に伴い火砕流、火砕サージが発生し、居住地域に到達すると予想された場合 ○噴火に伴い火口噴出型火山泥流あるいは融雪型火山泥流が発生し、居住地域に到達すると予想された場合 	<p>噴火が発生した場合には、噴火の終了後、活動状況を勘案しながら判断する</p> <p>噴火が発生していないことが確認でき、その状態が概ね2か月続いた場合にレベルを引き下げる</p>
4	<p>【居住地域に噴火による重大な災害を及ぼす現象の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○噴火に伴い火砕流、火砕サージが火口から4kmを超え、居住地域の近くまで到達、または到達すると予想された場合 ○噴火に伴い火口噴出型火山泥流あるいは融雪型火山泥流が発生し、居住地域近くまで到達、または到達すると予想された場合 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなり、概ね2か月程度経過した場合に、活動状況を勘案しながら判断する</p>
3	<p>【火口から概ね1.5kmを超え、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○噴火に伴い大きな噴石、火砕流、火砕サージが火口から概ね1.5kmを超えて到達すると予想された場合 ○次の現象のいずれかが観測された場合 <ul style="list-style-type: none"> ・山体内部を震源とする火山性地震が増加した場合（レベル2の基準よりも規模大、あるいは急激に増加） ・山麓で揺れを感じるような規模の大きな地震が発生した場合 ・山体内部で規模の大きな火山性微動が発生した場合（レベル2の基準よりも規模大、または継続時間長） ・GNSS 等地殻変動データに急激で大きな山体膨張等の変動が観測された場合 <p>【居住地域の近く（火口から概ね1.5kmを超え、4km以内）まで重大な影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大きな噴石の到達範囲が火口から概ね1.5kmを超える場合 ○火砕流や火砕サージの発生、あるいは溶岩ドームの出現が確認された場合 ○噴出物に明瞭なマグマ起源の物質が含まれていた場合 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなって概ね2か月程度経過した場合</p>
2	<p>【火口周辺（火口から概ね1.5km以内）に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次の現象のいずれかが観測された場合 <ul style="list-style-type: none"> ・山体内部を震源とする火山性地震が増加（10回/24時間）した場合ただし、地震の発生場所や深さを考慮する ・山体内部で低周波地震もしくは火山性微動が発生した場合 ・地熱域や噴気域の明瞭な拡大、新たな噴気もしくは噴気活動の活発化が観測された場合 ・GNSS 等地殻変動データに明瞭な山体膨張等の変動が観測された場合 <p>【火口周辺（火口から概ね1.5km以内）に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大きな噴石の到達範囲が火口から概ね1.5kmを超えない噴火が発生した場合 	<p>地震活動が活発化前の状態に戻り、概ね2か月程度GNSS等の地殻変動データで山体膨張の変化が見られない場合</p>

- ・火口とは、鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画の想定火口域をいう。状況に応じて新山周辺に火口域が限定される場合がある。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・「融雪型火山泥流」は、積雪量と噴火の影響の範囲を勘案して判断する。
- ・レベルの引上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合（例えばレベル1の状況において、噴気活動の活発化やレベル2の基準に達しない程度の地震活動の活発化等）などには、臨時の「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況の解説や警戒事項をお知らせする。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。